

山田中学校・東兎中学校再編準備委員会 第4回PTA部会 会議録（要点筆記）

- 日 時 令和7年11月27日（木）19:00～20:00
- 場 所 山田公民館 大会議室
- 出席者 ○委員
片山聡美副部長 三宅仁美委員 片山順菜委員 諏訪広美委員
下浦秀久委員 山本孝司委員 入口大志委員
（欠席：藏本諒子部長）
○事務局
学校再編推進課 主査 小崎 隆
- 傍聴者 一般 0人 市議会議員 1人 報道関係者 0人

1 開会

2 議題（要綱第8条に基づき、部会長欠席により、片山聡美副部長が議長となる。）

副部長： 事務局から協議（1）現PTAの活動等の洗い出しについて説明をお願いする。

事務局： 【資料1】により説明

リボン・ネクタイ・体操服などの選定方法と経過措置について、前回の協議結果をまとめているので確認をお願いする。次に、PTA活動については、前回の会議で意見がまとまらなかったため、持ち帰って検討していただいた。それを基に協議をお願いする。

副部長： 資料1の前回の協議結果について何か意見はあるか。
（意見なし）

前回の会議後、この件について何か進捗はあるか。

事務局： 現在、体操服について、プロポーザルの準備を進めている。来年の2月中旬頃には結果が出ると思う。

副部長： それでは、何も意見がないようなので、この内容で進める。
次に、前回持ち帰ったPTA活動について皆様の意見を伺う。

委員： 東兎中では、PTA活動は軽減していくこととしている。

例えば、東兎中をベースに検討するのであれば、現在、独自のPTA活動がないので、新たに活動を増やすことは難しいのではと考える。

委員： 山田中では、現時点でPTA活動を縮小してきている。体育祭の前に草刈りなど実施しているが、生徒数、保護者数も少なくなっているため、新たな中学校では、独自のPTA活動はゼロベースとし、新PTAで考えていただければと考える。

副部長： 新中学校での基本的な活動として、三役会やPTA総会、PTA連合会総会、小中学校PTA人権教育研究会などは、PTAで対応するものなので、引き続き実施することとなる。

- 委員： 山田中では PTA 新聞や PTA レクリエーションなどがあるが、人も少なくなってきた。
- 副部会長： PTA レクリエーションを新 PTA の活動として実施することについてはどうか。
- 委員： 東児中には体育部がないので、やるとなればボランティアを募って実施することになるため難しいと思う。
- 副部会長： 統合した後、東児中の関係者が多いということもあり、基本的に東児中の考えで進めることがスムーズに事が運ぶのではないかと思うがどうか。
- 山田中の PTA 活動で、草刈りやレクリエーション以外に、これを実施してよかったと思う活動はなかったか。
- 委員： 清掃活動や草刈り、PTA 新聞などは実施してよかったと思うが、新たな中学校で必要かどうかわからないため、実際には新たな PTA 体制で、必要であれば取り入れればと考える。
- 副部会長： 山田中の活動で、交通指導及び挨拶運動があるがこれについてはどうか。
- 委員： 交通指導はほとんど無くなった。
- 委員： 東児中では、挨拶運動は生徒会主導で実施している。
- 委員： 東児中では、以前は、旗を持って沿道にたっていたが、保護者も少なくなり無くなっている。
- 委員： 中学生なので、交通指導や挨拶運動は、無くてもいいと思う。
- 副部会長： 山田中に、体育祭の物品販売とあるが、これについてはどうか。
- 委員： 昨年度は実施したが、今年度は実施してない。
- 副部会長： 東児中で物品販売をすると、何か問題があるか。
- 委員： 体育部会がないので、物品販売は難しいと思う。
- 副部会長： これまで協議をしてきたところで、新たな活動を増やす事は難しいと思われる。東児中をメインに考えることでいいと思うがどうか。
- 委員： そうすることで保護者からの不平不満は出ないし、負担も増えないと思う。
- 委員： すでにある活動を縮小する場合の混乱は少ないと思うが、新たに増やすとなれば、難しい面が出てくる。東児中をベースに考えればいいと思う。
- (一同異議なし)
- 副部会長： それでは、東児中をベースで考え、独自の活動については特に設定せず、新 PTA で協議していただくこととする。
- 副部会長： 次に、事務局から協議 (2) PTA 会則について説明をお願いします。
- 事務局： 【資料 2】により説明
- 資料 2 に山田中と東児中の PTA 会則を比べて、両会則をまとめたものを右端に記述している。参考資料として、一般社団法人全国 PTA 連絡協議会の PTA 会則の例をお渡ししている。これらの資料を見ながら、協議をしていただきたい。

項目ごと、見直しを行うため多くの時間が必要と想定されるため、部会での協議は、ある程度時間を区切って進めていくことがよいのではないかと思っている。

副部会長： それでは、まず、資料2の項目の「名称」について何か意見はあるか。
異議がなければ、この通りとするがよいか。

(一同異議なし)

それでは、この通りとする。(別紙参照)

次に、項目の「目的」について何か意見はあるか。

副部会長： 山田中、東兎中の第2条の目的については、ほとんど同じ内容である。

委員： 案ですが、東兎中をベースに考えて、会計や役員のところを触ればいいのでは思う。

副部会長： 資料2に、両中学校の会則をまとめた新PTA会則(案)があるので、これを手直しすることでいいと思うがどうか。

事務局： それでもいいが、一度、参考資料等も見ていただき、(案)よりも良い表現や、必要・不要な文面があるかなど、一度、見ていただき検討していただきたい。

副部会長： 「目的」について何か異議があるか。

(一同異議なし)

それでは、目的についてはこの内容で進める。(別紙参照)

委員： 今、PTAに入会しない方がいることをよく聞かすが、どうなのか。

事務局： 宇野・玉・日比中学校のPTA部会でも、任意加入について検討することとなっている。現時点で、まだ、そこまでの協議はできていない。

この会議においても、今後この項目について検討してもらったらよいと考える。

改めてお伝えするが、今、会則を見直ししているものは最終版ではなく新PTAへ引き継ぐ、下地になるものである。疑問に思うことは修正すればよいのではないか。

副部会長： 「方針」について何か異議があるか。

(一同異議なし)

それでは、方針についてはこの内容で進める。(別紙参照)

本日は、ここまでとする。

事務局： 今回、項目の「方針」まで進めたが、再度、持ち帰って検討していただき、気づいた点があれば、次回、提案していただきたい。

今後は、会則を中心に協議を進める。

3 閉会

別紙

第〇章 名 称

第〇条 本会は、玉野東中学校 P T A と称し、事務局を同校内におく。

第〇章 目 的

第〇条 本会は、会員互助が協力し、家庭と学校の緊密な連携を保ち生徒の幸福な成長をはかるとともに、玉野東中学校の教育の振興に寄与することを目的とする。

第〇条 本会は、本会の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 学校、家庭および社会における生徒の福祉の増進に関すること。
- 2 玉野東中学校の教育の振興に関すること。
- 3 家庭と学校との連携を緊密にし、生徒の健全育成に関すること。
- 4 社会生活・家庭生活の水準向上を図るための会員の研修に関すること。
- 5 学校教育環境の整備に関すること
- 6 その他、本会の目的を達成するために必要なこと。

第〇章 方 針

第〇条 本会運営上、下記事項に留意する。

- 1 本会は教育を本旨とする民主団体として活躍し、他のいかなる団体からも支配、統制、干渉などは受けない。
- 2 本会は生徒の福祉のための活動する他の社会団体および機関と協力する。
- 3 本会は直接学校の管理や人事に干渉するものではない。
- 4 営利的・宗教的・政治的な活動は行わない。
- 5 公選の公職者は、役員になることができない。

※（資料2）新 P T A 会則（案）

※参考 一般社団法人 全国 P T A 連絡協議会 H P P T A 規約/会則のアップデート（方針）

※章、条の番号は、最終的に付番する。